

保管金の電子納付について

★電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、電子納付対応の ATM等を用いて納付することです。

**原則として24時間
365日、いつでも
どこからでも納付が
できます。**

**電子納付の場合、
裁判所への保管金
提出書の送付は
不要です。**

**電子納付をした保管金
については、最高裁ウエ
ブサイトから支払状況
などの確認がしま
す。**

**電子納付には
原則として手
数料がかかり
ません。**

(平成21年3月5日改訂)

※ 手続や書類に関するお問い合わせは、東京地方裁判所事務局出納第二課保管金係(Tel.03-3581-2630)へお願いします。

電子納付の流れ

① まず利用者登録(事前登録)をしてください。

電子納付を利用するには、あらかじめ利用者登録をしてください。利用者登録をするには、出納第二課窓口(又は郵送)で書面により申請をする必要があります。利用者登録をすると、「登録コード」が付与されます。

※ この「登録コード」は、全国の裁判所で共通して利用できます。

② 電子納付を希望する旨を教えてください。

電子納付を希望する場合には、保管金提出書の交付前に「登録コード」を担当書記官へ教えてください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡します。

③ さあ、電子納付をしましょう。

インターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応のATM等を利用して、原則として24時間365日電子納付をすることができます。その際には、お渡した保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

便利になる点

① 保管金提出書の提出は不要となります。

電子納付をした保管金については、裁判所へ保管金提出書を提出する必要はありません。

② インターネットを利用して保管金残高等の照会ができます。

電子納付をした保管金の使用状況や残高を知りたい場合、インターネットを利用して最高裁判所ウェブサイトから確認することができます。(http://www.courts.go.jp/)。

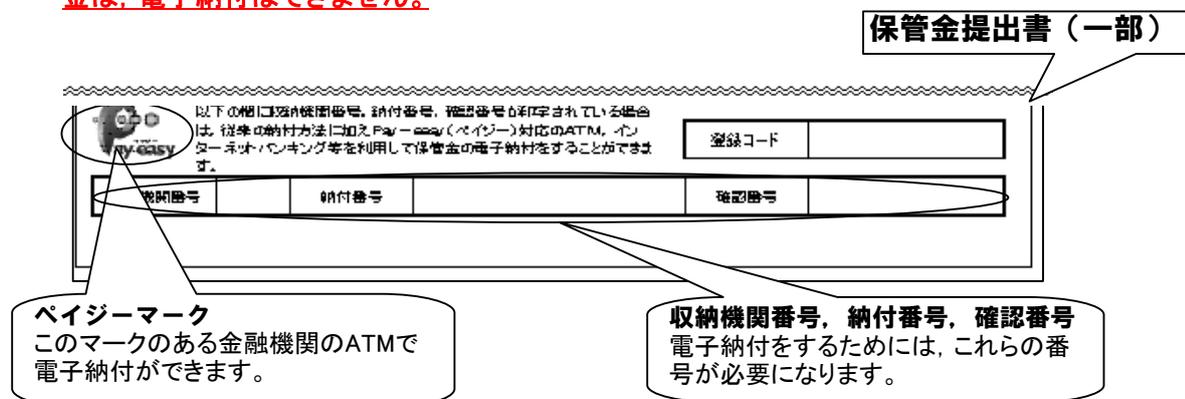
③ 電子納付をする場合には、原則として手数料が掛かりません。

電子納付では手数料は原則必要ありません(ただし、金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。)

④ あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について、事件が終了したなどの理由により残金が還付される場合、利用者登録時に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。

※現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金・売却代金、及び家事事件における寄託金は、電子納付はできません。



- 今までどおり、出納第二課窓口での納付や東京地方裁判所の当座預金口座への振込による納付もできます。
- Pay-easy[ペイジー]についての詳しい内容は<http://www.pay-easy.jp/>をご覧ください。